

西東京市章の使用に関する指針

I. 市 章

1. 市章デザイン

西東京市章は、次のとおりです。



2. 市章の制定

市章は西東京市の誕生を記念して、広く一般からデザインを公募し、全国から寄せられた1,578作品の中から、市章選定委員会において選考を行い、市民アンケートを経て制定したものです。西東京市のシンボルとして、多種多様な視覚媒体に使用し、そのイメージを広め、定着させていくことが望まれます。

3. 市章が意味するもの

「市民一人ひとりをやさしく包み込む市の、未来へ突き進む先進性・創造性を躍動感いっぱいに表示」したもので、市の特性を生かしたまちづくりを推進する願いが込められています。また、緑色を用いることで豊かな自然も表現しています。

II. 基本デザイン要素

基本デザイン要素とは、市章、ロゴタイプ、市章に使用する色等から構成されるもので、市章の視覚イメージを形成する基本を示すものです。基本デザイン要素の使用にあたっては、以下に掲げる項目を遵守し、効果的な視覚イメージの創出に努めてください。

なお、基本デザイン要素については、別途「基本デザイン要素」及び「公式表示」をしますので、使用する際の参考にしてください。

1. 市章の色

市章の色は、次のとおりとします。

① フルカラーで使用の場合

特色の場合はD I C 1 7 2、4色の場合はY（イエロー）100%+C（シアン）80%で使用してください。

② 単色で使用の場合

印刷物等を単色で制作する場合で、指定色による使用ができない場合には、印刷物等に使用する色の100%の色調を用いてください。

③ その他

使用する媒体等により、上記による使用ができない場合は、別途調整します。

2. 市章周囲の空間のとり方

市章の造形を生かし視覚伝達性を高めるためには、印刷物等へのレイアウトに際し、市章の周囲に適度な空白を設け表示する必要があります。

具体的には、市章の高さ1に対して、市章の上下及び右側にその7分の1以上の空白領域を、左側にその10分の1以上の空白領域を設けてください。

3. 市章の最小表示

市章を使用する際は、その造形を効果的に表示し、意図するイメージの伝達性と視認性を高める必要があります。そこで、市章を使用する際の最小表示は、天地6mm以上とします。

4. ロゴタイプ

市章に“西東京市”又は“NISHITOKYO”の文字を併記する場合は、指定ロゴタイプを使用してください。また併記する際には、市章と指定ロゴタイプの調和に十分留意してください。

5. ロゴタイプ周囲の空間のとり方

ロゴタイプの使用は、市章と同様に視覚伝達性を高めるため、ロゴタイプの高さ1に対して、ロゴタイプの上下及び左右にその3分の1以上の空白領域を設けてください。

6. ロゴタイプの最小表示

ロゴタイプの表示は、その視認性を高めるため、次のとおり使用してください。

- ① 和文ロゴタイプ横書きの場合は、その左右を7mm以上としてください。
- ② 和文ロゴタイプ縦書きの場合は、その天地を7mm以上としてください。
- ③ 英文ロゴタイプの場合は、その左右を10mm以上としてください。

7. その他

基本デザイン要素をさまざまな媒体に展開する場合、表現する媒体、材質、サイズ、加工方法等に合わせ設計する必要があります。基本デザインと全体のバランスについては、「アプリケーションデザイン（使用例）」を用意していますので、参考にしてください。

Ⅲ. 使用制限

1. 変形の禁止

縦横比を変える等、市章を変形して使用することはできません。

2. 他の図案要素等の付加禁止

市章デザイン上に、他の図案要素や文字を加えることはできません。

3. 任意着色の禁止

カラーで使用する場合は、定められた色以外では使用できません。

4. 縁取りの禁止

市章に縁取りをして、使用することはできません。

5. 反転使用の禁止

市章を上下・左右に反転させて、使用することはできません。

6. 背景の禁止

市章の背景に濃い色を使用したり、強い模様近づけて使用することはできません。

IV. 市章の積極的活用

1. 市章の積極的活用

市のシンボルであり、恒久的財産でもある市章を広くPRするため、あらゆる分野において市章の積極的かつ効果的な活用を図るよう努めてください。

2. 市内公共的団体等の使用

住民の市に対する愛着心を促進し、住民と行政が一体となったまちづくりを推進するため、市内の公共的団体等（以下「団体等」という。）が行う事業等についても、営利目的の活動及び政治活動、宗教活動等の使用を除き、その使用目的が妥当と判断される場合には、市章の使用を許可します。

3. 団体等における使用管理

団体等が市章の使用を希望する場合は、次の手続によりその可否を決定します。

- ① 団体等が市章の使用を希望する場合、その受付は、原則として団体等を所管する課又は広報プロモーション課が、使用申請書（様式1）を用いて行うものとします。
- ② この受付方法は、団体の適格性の判断が可能な上、両庁舎での申請にも対応するものです。
- ③ 所管課が受付を行った場合には、使用申請書を広報プロモーション課に提出してください。
- ④ 広報プロモーション課は、使用申請書に基づき審査を行い、その結果、使用目的等が適正かつ妥当と判断した場合には、使用許可書（様式2）により使用を許可します。
- ⑤ 団体等が使用許可を得て市章を使用する場合でも、適正かつ効果的な使用を促すため、使用にあっては本指針を適用するものとします。

V. その他

1. 補 足

本指針に定めのない事項や取り扱いに疑義が生じた場合には、企画部企画政策課と調整してください。

2. 経過措置

本指針を定める前に、緊急やむを得ず市章を使用した印刷物等については、その表示体の改訂時において、本指針に基づく使用に換えてください。

3. 適 用

この指針は、平成 14 年 1 月 21 日から適用します。

この指針は、平成 19 年 7 月 1 日から適用します（一部改正）。

この指針は、令和 7 年 7 月 7 日から適用します（一部改正）。